

提案する諸条例等の制定要旨

承認第1号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を  
求めることについて

この専決処分の承認は、「地方税法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、同年4月1日及びこの条例の公布の日から施行する必要がある事項のみ所要の改正を行ったものです。

市民税について、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に伴う措置及び令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に伴う措置等について規定するもの、固定資産税について、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定の新設に伴う措置及び土地に係る負担調整措置の適用期限を令和8年度まで3年間延長することに伴う措置等を規定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日外と定めています。

議案第46号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が公布され、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定される進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第47号 南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、神戸淡路鳴門自動車道上の志知停留所を発着するバスの利用者が、発着時刻までの待合場所として休憩棟を利用できるよう利用時間の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年8月1日と定めています。

議案第48号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和6年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、固定資産税の非課税措置のうち、私立学校法（昭和24年法律第270号）の改正により、同法第64条第4項の規定が第152条第5項に移行したことに伴うもの、市民税については、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が公布されたことにより、公益法人等に対する市民税の課税の特例に係る規定を削るものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年4月1日外と定めています。

議案第49号 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が規定する対象期間の期限延長が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、固定資産税の不均一課税が適用されうる地方活力向上地域における特定業務施設整備計画の認定期限を2年間延長するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第50号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和6年分所得税の定額減税実施に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、引用する同法の条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第51号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市老人福祉センター仁尾荘及び稲田荘を地域に譲与するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年7月1日と定めています。

議案第52号 南あわじ市道の駅うずしお条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、鳴門みさき荘の解体工事で発見された砲台の遺構の移設等を実施したことにより、道の駅うずしおの完成時期に遅延が生じたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第53号 南あわじ市丸山漁業活性化センター条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）による漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）の改正により、地域水産業の振興を目的とした民間事業者による漁港施設の利用が可能となることに伴い、水産業の発展及び周辺地域の活性化を図ることを目的として民間事業者へ移譲又は売却を行うことができるよう、本条例を制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年7月1日と定めています。

#### 議案第54号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、標準下水道条例（昭和34年厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）の改正に基づき、営業所ごとに専属させることを義務付けていた下水道排水設備工事責任技術者について、兵庫県内の営業所において兼任することを可能とするため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

#### 議案第55号 兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

この規約の一部改正は、兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所移転に伴い、事務所の位置の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を令和6年7月1日と定めています。

#### 議案第56号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の変更について

この規約の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により市の議会議員についての要件を変更すること及び本組合の移転により事務所の位置が変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を令和6年7月1日と定めています。

#### 議案第57号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

この規約の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、市町事務のうち被保険者証の引渡し、返還等の事務が不要となること等による所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）施行の日である令和6年12月2日と定めています。

